

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成26年 6 月24日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 例月出納検査結果報告  
日程第 4 平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第 5 議員派遣の件  
日程第 6 一 般 質 問  
日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
                  専第 6 号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 8 議案第55号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 9 議案第56号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第10 議案第57号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第11 議案第58号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第12 議案第59号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について  
日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について  
日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について  
日程第16 議会推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について  
日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員（7名）

1 番	今 井 美 和	2 番	今 井 美 道
3 番	桂 川 一 喜	4 番	樋 口 春 市
5 番	服 田 順 次	6 番	今 井 保 都
7 番	安 江 祐 策		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	参 事	松 岡 安 幸
会計管理者	安 江 誠	総 務 課 長	安 江 宏
村民課長	小 池 毅	産業建設課長	樋 口 章 久
教育課長	伊 藤 保 夫	国保診療所 事務局 長	安 江 良 浩

監 査 委 員 安 江 正 彦

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 記 今 井 修 輔  
書

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成26年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの4日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成26年6月24日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成26年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成26年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成26年3月26日、平成26年4月24日及び5月23日。

3. 検査の結果 平成26年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、出納検査資料の次の資料をごらんいただきたいと思います。

平成26年6月24日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成25年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

1枚めくっていただきまして、平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計のみでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名が子育て支援事業でございます。金額は子育て支援事業の総予算額でございます。1,580万9,000円でございます。そのうち翌年度繰越額が327万3,000円でございます。内容としましては委託料で、子ども・子育て支援システム構築委託料でございます。次に財源でございますが、未収入特定財源としまして、県支出金318万円、県補助金で地域子ども・子育て支援事業費補助金を予定しております。あと、一般財源としまして9万3,000円でございます。

この事業につきましては、平成27年4月から本格スタートする子ども・子育て支援制度の関連の事業でございますが、繰り越しの理由としましては、年度末の26年3月7日に交付決定があったこと、それから事業規模の決定等に時間を要したことによりまして26年度に繰り越したものでございます。平成26年6月24日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成25年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について終わります。

---

### ◎議員派遣の件

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

#### ○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

ナンバー、それから派遣名、目的、派遣場所、期間の順番で発表していきます。

1. 少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成26年7月9日、議員全員。

2 番目、可茂町村議会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める。シティホテル美濃加茂、平成26年7月23日、議員全員。

3. 東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原水辺公園、平成26年8月14日、議員全員。

下段では、既に議長決裁により議員を派遣し、終了したものであります。読み上げませんので、目を通していただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件を終わります。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

今回は、診療所改革について質問をさせていただきます。

病院から診療所に機能転換をされ、既に7年がたっております。その間、村民の方から何度も診療所の運営見直しの声をお聞きし、改革の検討をお願いしてまいりましたが、複数の議員からも何度か一般質問に上がっていたのと、議員を含む診療所改革委員会を立ち上げ、事業、運営、全般について村民の皆様の身近で最も利用しやすい医療機関であるための答申を行ってまいりましたが、依然村民の皆様の期待されているような使い勝手のよい診療所とはほど遠いものであります。

今回、村長の公約でもある診療所改革につきましては、村民の皆様はもちろん私も大いに期待をいたしております。この改革で村民の皆さんに安心と信頼を提供していくというかたい決意で臨まれているものと思いますので、きっと実現できるものと思います。

村長は現在の状況をどの程度理解され、改革を進められるお考えでいるのかわかりませんが、答申を受けて何も変わらなかったわけでもなく、現在休日診療は行われているものの、月に2度の1時間余りの予約を要する診療であることで、村民の皆さんにとってまだまだ使い勝手の悪い状況であります。

経営状況につきましては、コンサルタントが入って診断を受けております。その結果をもとに改革をしていただけるものと思いますが、いつごろをめどに村民の方の期待に応えることのできる改革が進められるお考えか、お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

診療所については御質問のとおり、多くの村民から改革を望む声をお聞きいたしました。私も選挙を通じて多くの皆さんからその要望を聞いており、公約として診療所を改革し、安心と信頼を提供できるようにしますと約束をしておりました。

現在の状況について、簡単に説明を申し上げます。

平成20年度と昨年度、25年度を比較しますと、外来患者数が1万8,114人から1万3,442人と26%減少、1日平均外来患者数は74.5人が55人と大きく減少しております。住民基本台帳の人口が約10%の減少としておりますが、これと単純に比較はできませんが、患者数が大きく減少していることの原因が人口減少だけではないことを示しています。これに伴い、外来収入も1億1,870万9,000円が9,041万3,000円と大幅に減少しています。

一方、一般会計からの繰入金等を除いた収入から総支出を引いた実質損益を見ると、20年度は4,991万6,000円の赤字であります。25年度は2,687万8,000円の赤字となっております。診療報酬の落ち込みよりも、人件費や診療材料費などを抑えた結果として、実質損益は24年度、25年度と改善をされてきております。しかし、前年度繰越金を引いた単年度の実質損益は悪化の傾向にあります。特に26年度からは交付税の緩和期間が終了しますので、一層の経営改革が必要となっております。

次に、何をもち改革をするかという点でございますが、平成24年1月に出された診療所改革委員会の答申では、村民の期待される診療所像として、1. 信頼される診療所、2. 利用しやすい診療所、3. 人口の減少を踏まえた体制整備、4. 医師2人体制の維持、5. みとりを含む在宅医療の継続実施となっております。

また、村民への説明責任を果たし、無用な不安を与えないようにすること、休日診療や加茂医師会の輪番制の休日診療所の利用、高規格救急車の適正利用やドクターヘリの活用などのPRを十分にを行い住民に安心を与えること、小児科や肝臓病などで中核病院との連携を今まで以上に強化し、住民本位の姿勢で安心ホットラインを初め相談対応に力を入れること、以上のことがあるべき姿として答申されております。

また、診療所と村民の信頼関係を築き、村民は診療所を守り育てるようにし、診療所は村民の期待に応えるように医師及び職員と村民の交流などを工夫すべきとも記されております。また、診療所職員には経営感覚を持って対応すること、真に住民目線で対応することなどが要望されています。

私は、就任後、この答申を読んだわけですが、思いは同じであると感じたところであります。したがって、この答申に沿った改革を進めてまいる所存でございます。

次に、昨年度の専門家による経営診断では、人件費割合や変動費の割合も本業収入に対して高いのが経営を圧迫している、こういう分析でございます。人件費の平均を経営指標の標準である50%台にするためには約7,000万円の収入増加が必要としています。そして、患者数減少の原因を地域住民の医療ニーズと診療所の現状の乖離を上げており、これを改善することが患者数減少に対する課題であると結んでいます。

このように樋口議員が御指摘のように、村民の思いと診療所の現状がかけ離れている点が多々あります。信頼感の醸成に至っていないことがこの原因であると考えております。

そこで、就任以来、所長以下職員には住民の皆さんの信頼を獲得できるよう努力する指示をしてきております。改善策といたしましては、改革委員会の答申にあったように、職員が村民の皆様とより深く交流できるように、所長を初めとして職員が地域の交流会などで出前講座をするように計

画的に実施をしております。また、現在の休日診療の時間を拡大するべく、土曜日の午前中は通常の診療時間にするよう10月をめぐりに改善を行います。このためには医師の勤務時間の調整、あるいは非常勤の医師や看護師の確保、院外薬局との調整等が必要となりますので、10月からの実施とします。毎月全土曜日診療にするのか、1カ月のうち2回か3回にするのかは今後の調整いかなの部分はありますが、いずれにしても現在より診療時間をふやし、土曜日のほうがかかりやすいという患者の確保に努めてまいります。

次に、これも答申にありましており、安心ホットラインを充実し、責任ある親切な対応を実施するよう改善をしております。具体的には、医師、包括支援センター、保健師等が必ず連絡をとれるようにしておき、住民の不安に対応できるようにしております。

そこで、村民の皆様にもお願いがあります。一度もかかったことのない患者様については、医師も正確な診断や処置の指導ができないことがあります。できる限り診療所をかかりつけ医としていただき、お互いの信頼関係を築いていっていただきたいことでもあります。念のためのお断りをおきますが、一度もかかったことのない患者様は一切相談や診察をしないということではありませんので、誤解のないようお願いをします。

いつごろをめぐりに村民の期待に応えるのかという御質問については、私は改革は既に始めており、職員には毎日の患者様との応接や対応がそうでなければならぬと指示しており、毎日が改革の正念場であるとしているところであります。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

村長は、先ほどの村政運営方針の中で、村民の信頼を回復する職員の意識改革と診療時間の拡大を方針に指示されたということでございますけれども、村民の皆さん方が今求められている診療所の改革というのは、現在1日のうちの16時間余りが無医村であるということが最大の原因である。この村に医師が住んでいただいて、日ごろの交流を通じて信頼が回復されてくるものと思います。取ってつけたように土曜日の午前中を診療時間の拡大をすると言われておりますけれども、そんなことでは村民の方の信頼はなかなか得られない。

そこで、村長はどこまで掘り下げた改革をやろうとされているのか、後ほどまたお聞きをしたいと思っておりますけれども、現在16時間余りが無医村である。やはり小さなお子さんをお持ちのお母さん方や、高齢者の方が体調を崩され、すぐに見ていただけるかかりやすい診療所、医療機関というものをお求められている。これは前々から村民の皆さん方が言っておられる。また、安心ホットラインにつきましても、非常に耳ざわりのいい言葉でございます。この言葉だけを聞くと、どんなサービスをいただけるのかなというような期待をされて村民の方が安心ホットラインを利用されましたら、休日・夜間診療の病院案内というのが主な内容のようでございます。何だ、この程度のサービスだ



ったのかと。この言葉だけを聞けば非常に耳ざわりがいい。先ほど申し上げましたけれども、充実を図っていくという、どのような安心ホットラインの充実を図っていかれるのか、この点についても再度お伺いをしたいと思います。既に改革に取り組んでおると言われておりますので、ぜひこの村に医師の方に住んでいただいて、ふだんからの村民の方との交流を深めていただけるような御指導をいただきたい。村長は今度新しく指導者として村長に就任をされましたので、お気持ちは十分伝わってきておりますが、そこまで踏み込んだ改革をされる意思があるのかどうか、再度お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

土曜日の診療拡大については、現在の使い勝手の悪いとおっしゃられた予約制度が1時間しかない、これについて改革をすることでありまして、私はこれでも随分と大きな進歩だと思います。やはり働いて見える方々が土曜日かかれるということによって、患者の拡大ができるのではないかと、このように考えて実施をするところがございますので、評価をいただきたいとも思います。

また、24時間体制で医師が村内におると、これが理想ではございますが、現在の医師不足、あるいは地域医療の抱える問題等を考えますと、なかなかこれは難しい問題でございまして、現在の医師2名に住居を変えて東白川に住んでと、こういうことは私も命令をすることはできません。

ただ、なるべく連絡がとれる場所においていただいて、必ず医師の診断でいろんな相談ができるようにしたいということと、もう1つは、現在の地域医療は東白川村だけで完結するということが、非常に大きなコストと労力がかかるということで、私はこの県内、木沢病院、下呂温泉病院、そして白川病院、金山病院、こういった第2次の中核病院、あるいは救急病院と提携をしっかりと結んで、そして村民の皆さん方の地域の医療としてこれを守っていく、このような方法が一番いいのではないかと、このように考えておりますので、たまたま自治医大から派遣される先生が東白川に住まれる、こういう状況は今後あるかもしれませんが、現在の先生は家庭も持ってみえて通いたいという御希望ですので、これに沿って勤務をしていただいているわけで、村内に移転する医師を確保するということが、希望ではございますがなかなか難しいので、現実課題としてこのような対策をとっていききたいと、このように考えております。

また、安心ホットラインの充実について具体的な策ということでございますが、先ほども言いましたように、医師だけでなく助産師、保健師、あるいは包括支援センター、あるいは社協まで含めてこういった医療財産がこの村にございますので、これのネットワークをしっかりと、そしてお話を聞きますとやはり安心を得られるには親切な対応が少し欠けている部分があると、こういう反省もしておりますので、親身なって御相談に乗ってあげれば、幾つかの事例については改善ができるのではないかと、このように考えておりまして、ここのところの充実について、この前も診療所に参りまして幹部会議をやって指示をしてきたところであります。

以上の改革については、望めば全く切りはございませんが、現状を踏まえながらできる限りの努

力をして、村民の皆さんと信頼関係をつくっていききたい、安心を確保していききたい、このように考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

確かにハードルの高い問題ではございます。けれども、少しでも村民の皆様方に安心していただく医療機関を目指すためには、村長に努力をしていただかなければならないと思いますので、ぜひとも自治医大からの派遣医師の先生でも結構でございますので、やはりこの村に住んでいただけることが村民の方々の安心にもつながるものと思います。ハードルが高いので、そこまでは見込めないと断言してしまえばそれまででございますけれども、ぜひとも今やる気を示していただいておりますので、今後の努力を図っていただくように再度お願いを申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私も診療所については本当に地域の大事な機関と考えております。今後、県の医療整備課とも十分協議をしながら、医師の派遣について東白川村にできる限り住んでいただけるお医者様をとという要望は出してまいりたいと思いますが、努力はお約束をします。一緒になって地域医療の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

1番 今井美和さん。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

不妊症の治療の助成について質問いたします。

現在、日本は少子化が進んでおります。ことし5月に国が発表した調査では、子供の数が33年間連続で減少したと書かれておりました。少子化問題は、女性1人当たりの出産率が低いこと、そして女性の数が少ないことも問題となっております。

そして、さらに問題となっているのが、子供が欲しいと願っても授けられない不妊症の夫婦、不育症の夫婦の方が日本では6組に1組あるという状況です。この不妊症は病院での治療をしますが、高度な治療に医療保険は適用されません。全て自費となるため、家計を圧迫し、治療に踏み切れない夫婦もいらっしゃいます。

この深刻な状況に対し、国は助成をしております。特定不妊症に対し、1回につき15万円を年2回、5年間助成します。この国の助成とともに各自自治体も助成を行っております。隣の白川町では、平成20年から1回10万円、年2回、通算5年間という助成を行っております。このほか近隣の市や

町でも助成をしておりますが、東白川村は現在のところ助成は行っていないようです。

子供を持ちたいと願う方が安心して子供を産み育てていける環境をつくるため、この村もぜひこの助成をしていただきたいと思います。村長のお考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

日本全体の問題である少子化については、当然本村も例外ではなく、先日発表された日本創成会議の将来推計人口が話題になっておりますが、本村は2040年には人口が1,387人となってしまいうことでございました。この減少の背景には、出産が可能な若い女性がどんどん減っていくことがあるとされています。

今回、今井美和議員の質問は、この少なくなっていくであろう出産可能な年代の女性の中でも、子供が欲しいと願いながらも授けられない不妊症の御夫婦が多くあるという御指摘であります。

質問にあったように、不妊症の治療には医療保険が適用されないため、高額な自己負担が必要なので治療に踏み切れなかった、途中で治療を断念してしまわれるケースもあると聞いております。

国では1回15万円を給付しますが、平成26年4月から制度変更があり、ことしの4月1日以降に新たに助成制度を利用される人のうち、初めて助成を受ける際の診療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は年間助成回数、初年度3回、以後2回という制限がありましたが、それと通算助成期間5年間の限度が廃止され、通算助成回数が6回までとなりました。つまり、平成26年度と27年度は40歳未満は43歳になるまで通算6回の助成、40歳以上は1年目3回、2年目2回まで、43歳になるまで通算3回となっています。また、平成28年度から妻の年齢が43歳以上は対象外となります。そして、初回の妻の年齢が40歳未満は通算6回、40歳から43歳未満の人は通算3回までが助成となります。

この助成制度について、可茂管内の状況を調べてみました。白川町は議員説明のとおりですが、年間10万円までの市町村が多く、助成期間は5年としているところがほとんどであります。所得制限は夫婦合算で730万円未満としている国の制度と同じにしてあります。その他国の助成制度との関連は、条件なしが美濃加茂市や富加町などの4市町、県の認めたケースに対して助成するというところが八百津町や白川町など5つの町でございました。また、25年度の助成件数については、富加町は3件、坂祝町が5件、白川町が1件となっております。

これらの実績に対して、本村では平成27年度から実施の予定でありましたが、私が公約で申し上げました安心できる暮らしの充実のための観点と、人口対策は少しでも早いほうが効果が上がると思いますので、管内の市町の制度を参考にして、今年度4月にさかのぼって適用できるよう制度設計を検討し、9月の定例会に提案できるよう準備をしておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

この不妊症の助成は、先ほど村長も言われましたように、近隣の市や町には全てあって、東白川村だけにはないものでした。このほかにもいろいろありますが、ほかにはあって村にはないもの、これを早急に整備していかなければなりません。そして、さらにほかにはなくて村にはあるもの、その村に住む魅力をつくっていただき、ここで子供が産みたい、ここで育てたいという方々にこの村を選んでいただけるように、これからも整備をよろしくお願いします。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私も今井美和議員と全く同じ考えでございますので、今後そういったことを一生懸命研究して、住みやすい村実現について努力してまいります。よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

子供、子育て世代に対する施策、地域防災体制についての2件の質問をいたします。

初めに、人口減少に対する、特に子供、子育て世代に対する新村長の施策についてお伺いをいたします。

今年度予算は、第4次総合計画の目標である人口減少に歯どめをかけるということを実現するための予算だと認識しております。人口減少といっても、自然減少だから、全国的な現象だからと捉えるのではなく、各事業に多種多様な取り組みが予算にかいま見られております。

交流人口をふやすことも、医療、福祉の充実も大切なことであります。しかし、この村の将来を背負っていただきたい子供たちが夢や希望を持って、この村に住んでよかった、この村にいずれは帰ってこようと思える大胆な施策が必要と考えます。

現在、子育て世代が一生懸命頑張って働いてみえますが、職場は美濃加茂、可児方面、通勤に1時間、職人さんにおいては2時間以上かけて現場に向かっております。子供が高校生になり、下宿やアパート暮らし。このような世帯が美濃加茂近隣にアパートを借りて一緒に暮らしたり、家を建てたりしますと、東白川村にとって一度に4人から5人の人口減少となってしまいます。

とにかく子供、子育て世代にほかの町村よりは多少補助金や助成金の条件はいいというのではなくて、小さい村だからこそできる、少人数だからこそできる思い切り大胆な施策を行っていただきたいと思っております。

村長の第4次総合計画の最終年としての意気込み、それを踏まえて第5次総合計画や来年度予算に向けた子育て、子供世代に対する施策や方針をお伺いします。また、来年度と言わず、今年度す

ぐにでも実行される事業などのお考えがあれば、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、地域防災体制と地域防災力の充実についてお伺いをします。

昨今の異常気象、中でもゲリラ豪雨と呼ばれる、その地域においては何十年に一度と例えられる大雨災害が日本の至るところで起こっております。これに加え、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災のような大規模な災害が発生したとき、本村がどれだけ地域防災力の充実強化を行ったかによって、より多くの住民の方の生命や財産を守ることができると思います。

今年度の予算では、防災行政無線のデジタル化という非常に大きな事業があります。待ち焦がれた事業であり、心強い思いをしております。しかし、今後、いざ災害となったときに、うまく機能し、十分使いこなせる設備であることが望まれます。

そこで、常備消防である可茂消防事務組合、消防団、自主防災組織、また学校などの教育現場との連携を踏まえて、こういった無線機器の配分で、どのように訓練し機能させるかという総合的な計画をお伺いいたします。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

今井美道議員の質問にお答えをします。

まず初めに、子供や子育て支援の施策や方針についての御質問についてですが、私も子供はこの村の宝であると思っております。この村で育ったことを誇りに思う子供を育てたいと思っております。したがって、子供や子育ての支援については積極的な施策をとっていく所存であります。議員の意見のとおり、小さい村だからこそできること、少人数だからできるということがあるという意見についても同じ思いであります。

先般も村教育研究会において村の教育ビジョンが発表され、それぞれの課題について今後の対応策も含め研究された成果が発表されました。私も少人数学級に対する教育のあり方について、認識を新たにしたところであります。

そこで現段階の施策として、国や県の政策に応じるために、次年度より結婚相談から出産祝い金、高校生通学支援補助など、子育てに関して一括で支援する専門担当部署を設置する方向で検討をしております。

次に、総合計画で課題としております病児保育、病後児保育については、母子センターの活用を視野に入れて、早期に実現できるよう努力をしております。また、今度の補正予算では特別支援学校児童・生徒への通学支援策を4月にさかのぼって支援できるよう提案をいたしておりますので、御審議をお願いします。

今後の具体的な支援策については、さきに申しあげました東白川村教育ビジョンを参考にするとともに、今年度計画をしています子供・子育て支援事業計画の策定の過程においてしっかりとしたニーズ調査を行うとともに、子育て世代の皆様の御意見や現場の意見をしっかりと聞いて施策を決定してまいります。また、国の子育て支援の方向や教育改革の動向にも注目しながら、確実に大胆

な政策を実現してまいりたいと思っております。

次に、地域防災体制と地域防災力の充実についてお答えをします。

災害に強い美しい村をつくるというのが私の公約の一つであります。この点については、村民全員の共通の願いであると思えます。災害に強い村をつくるためには、ハード事業とソフト事業の両面から考えなくてはなりません。ハード面では災害復旧事業や社会資本整備総合交付金など、国・県の補助金を有効に活用しながら、治山・治水事業を計画的に実施し、災害に備えてまいります。

また、ソフト事業では消防団と自主防災会の支援を強化してまいります。消防団については今井議員も筆頭副団長として御努力いただいております。現状についてはよく御存じのことと存じますが、今年度は一般団員が117名、協力隊員66名の陣容であります。一般団員117名のうち、昼間に出動できる団員数となると、これが60人ほどになってしまう現実がございます。

また、人口減少に伴い、新しい団員の確保も年々困難になっていくことが容易に推測されます。このような現状を踏まえ、消防団では既にこれらの課題について対策の検討を始められたと伺っております。行政も一緒になって考えていかなければならないことと認識をしております。

また、自主防災会については、いつ起きても不思議でない災害について、自助、共助、公助のうち行政が対応できるまでの間の共助の部分を担っていただかなくてはなりません。避難誘導、要援護者の確認、避難所での生活援助等について、行政と地域をつなぐ重要な役割を担っていただくことになり、その充実なくしては地域の防災力は強化できないと考えています。今後、防災訓練や自主防災会の会議等で検討を深めてまいりたいと思っております。

さて、今年度整備する防災行政無線設備の配備計画について説明をします。

統制局1局、これは役場の総務課に置きます。基地局が神土中継局と越原中継局の2カ所、半固定局が防災センターや越原センター、伝承の館など集会施設、診療所、社会福祉協議会、各コミュニティ消防センターなど33カ所、車に載せるものが消防車両11台と役場公用車6台、17台の予定です。次に、携帯局が役場6、消防幹部4、非常用5、診療所1、自主防災会2、その他4台の22台の当初計画であります。

しかし、消防団の部長や自主防災会全部に配備する必要性を感じましたので、携帯局を53にふやす予定であります。その配備計画の内容は、役場用が9、これは村長、教育長、参事をふやすものであります。消防団幹部用に部長以上へ配備できるように17とします。非常用5、診療所1は変更なしですが、自主防災会は19に、その他東消防署の分遣所に1台、駐在所に1台を追加し、合計53台にふやして配備する計画であります。この予算については、当初予算の設計変更や入札差益で賄い、変更契約で対応する予定であります。

次に、訓練計画についてですが、導入時の操作説明や防災訓練での訓練は当然行うわけですが、今回配備する防災行政無線設備は通常の電話と同じように話せるものですので、この機能を使い、平常時においても恒常的な連絡手段として防災行政無線を利用することにより、機器の利用になれていただき、非常時でも問題なく使えるよう恒常的利用を開放したいと考えております。

また、グループ通信も可能となるため、消防団用、役場用、自主防災会用と切り分けることで、

平常時の業務連絡にも適するようにしたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

先ほども村長が申されたように、子育てに関しては専門の担当部署をつくっていただけるというお話が出ました。岐阜県では、県内の子育て支援に関する情報をまとめた専用サイトで、ぎふ子育て応援団というサイトが開設されております。サイトは東白川と同じように担当課ごとに分かれていた子育て世代に関する情報というものを一元化しております。

東白川村のホームページでも補助金等の閲覧ができるわけですが、子育て世代が気軽に閲覧ができて、将来の子育て計画、幼児保育から大学の奨学金制度、こういったところまでが一括して閲覧できるような東白川版の子育て応援サイトを担当課が作成されるのであれば、御検討いただけないかなと思っております。

また、その内容は、先ほども申しましたが、他の市町村より多少いいというものでなくて、格段と充実させた内容ということであれば、こういったホームページなどは他の町村からも見られるわけですので、現在の子育て世代が東白川で子育てをして、また子育てするなら東白川村が一番だよと言っていただけるようなものをつくり上げていただきたいと思います。

今回は子供教育ということには余り触れませんでした。先日の教育ビジョンは大変いいものだったと思いますが、やはり少人数になってくると教育の機会、スポーツ等の可能性といったものについてもまた問題が出てきますので、先ほど村長がおっしゃられたように村中でこういったことを応援していくという姿勢について伺いたいと思います。

防災についてですが、今回、防災無線の配備という大きな事業がありまして、また当初計画は伺っておりましたが、実情に合ったというか、私どもが要望するような形で増強もしていただき、携帯電話のような形で使えるということであれば、いろんな方が簡単に利用できる、いざというときに使えるというもので安心をさせていただきました。

第5次総合計画では、また来年度予算にはどのような視点で災害火災時に対応した安全・安心な装備、ハード的なものですね、こういったものを御検討してみえるかという点と、ソフト面ということで今お話ありましたが、8月31日に防災訓練をまた実施されるわけですが、災害にはマニュアルは通じませんが、各家庭における準備、行政の準備、状況に応じた一人一人の的確な判断というものが大変重要になると思います。この防災訓練をいま一度村民みんなで本気で参加できるということを行政のほうで訴えかけていただきたいと思いますが、その点について村長のお考えを伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、ホームページの子育て支援サイトの工夫と申しますか、このことについてはできることからやっていきたいし、それから担当部署ができましたら必ずそのようにしていきたいと考えております。

また、議員御指摘のように、他の地域に負けない光り輝く東白川村の子育て、これは私も求めてまいりたい、望んでまいりたいというところでございますので、できる限りこのようになるように考えていきたい。ただし、東白川村の子育てについては、こういうことは大事にしてくれ、こういうのは住民の皆様方の御意見をいただいて、しっかりと柱を立てて、それに即した対策と申しますか、政策を打っていききたい、このように考えております。

また、子育て支援について村民みんなで考えていきたいと、こういったことも非常に大切なことと申しますので、機会があるごとに対応して、現実的に少子化の波が押し寄せ、来年度の学校運営についてもいろんな対策が必要だと考えておりますので、また御指導いただきたいと思っております。

次に、防災についてでございますが、第5次総合計画については、現在事務局案を作成した段階でございます。そして、公聴会の準備、そしてパブリックコメントを募集している、こういった段階でございますが、特に防災については私が先ほど申しましたように、消防団の改善についてのしっかりとした対応、これも考えてございますし、それからヘリポートが欲しい、このようなことも考えておまして、実現について可能性を探ってまいりたいと思っております。もちろん消防団の更新が必要となりますポンプ車とか小型トラックポンプについては、順番に年次計画の中に入れて更新をしていく計画をつくっていききたいと考えております。その計画につきましては、まだ事務局案ということでこれから確実なものになってから皆様のところへ御提案してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

防災全体につきましては、いつ起こるか分からない災害について、防災訓練、非常に大事な事業かと思っております。この実施についても今までにない観点で取り組んで、地域の皆様が全員で参加できるような今度の訓練にしたいと、このように考えておりますので、また御指導いただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。50分に再開します。

午前10時38分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）



新しい村長になられた上で、質問を2つほどさせていただきます。

まず1つ目の質問ですが、増加し続ける役務や費用負担などによって、村民の生活に係るコストを削減、ふえてしまった生活コストを削減するための行政の役割についての質問をさせていただきます。

Uターン者の一人としてこの村に帰ってきて30年弱になります。その約30年間に、村のためであったり個人のためであったり、目的はさまざまではありますが、各種団体が幾つも生まれてきています。また、それとは別に生活の利便性を上げるために、村ではさまざまなインフラも整備されてきました。その結果として、住民の役務負担がふえてしまいました。また、会費や使用料などの負担金も増加の一途をたどっています。

村を運営していくために、ある程度必要だという考えは理解できています。しかしながら、Uターン者やIターン者をふやそうとしているときに、都市部との格差を感じるこれらの負担をこのまま放置しておいていいのでしょうか。そこに疑問を感じずにはられません。ふえ過ぎてしまったこれらの役務負担であったり、費用負担を行政の力を使って整理をして、生活コストを少しでも下げることができないか。その必要性と実現性についてのお考えを伺いたいと思います。

次の質問ですが、対話という言葉の持つイメージと村長方針についての質問になります。

先日、村長の公約の一つでもある対話方針に基づく村づくりミーティングの事業が広報されましたが、ところがその広報を見た人たちから、どうしても上から目線であるとか、高飛車な感じがするとか、そういう声が聞こえてまいりました。

実際になぜそのようなイメージを持たれてしまったのか、私なりにちょっと考えてみましたが、そこで思い当たる節として、まず開催条件が何しろあれこれとついているのが原因で、それについては対等に話をしたいと言っておられたはずの村長なのに、条件をつけ過ぎていると。ですので、本来でしたら対等に話をしたいと言っておられた村長ですから、条件を余りつけない状態で開催の告知ができるとよかったのではなかったかと思います。住民目線まで下げる努力をされたつもりだったのでしょうけれども、まだまだ下がり切っていない行政目線が気になるということではなかったかと思います。

いま一度対話、もしくは住民目線という言葉に対する村長の思いを、もしくはお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

まず、増加し続ける役務や費用負担等の生活コスト削減と行政の役割についてお答えをします。

山間僻地であることや人口が少ないことで民間サービスの参入が期待できないこと、行政コストが都市部に比べて高いことなどの理由により、経済的負担が多いことや社会生活を維持するため、村民の皆さんが役務の提供として負担をしていただいていることは私も同じ認識を持っています。

私は公約で行政改革を約束してまいりました。その重要課題の一つとして、公共施設の維持管理の負担を軽減しますとお約束をしております。現在は指定管理施設整備の修繕費等については、一定の割合で責任分担基準を定めて運用しております。今年度中にこの基準の見直しを行い、議会に提案をいたしてまいりたいと思っております。御審議をいただき、議員各位の御意見も伺いたいと思っております。見直しの考え方として、避難施設等に指定している施設については、しっかりと村で管理していく必要があると思っております。

また、国では地方公共団体は公共施設等総合管理計画を定めて、公共施設等の管理、国土強靱化、村づくりの将来性の観点でこの計画づくりを推進するよう求めています。この計画策定の費用については、今年度から3年間にわたり特別交付税措置があります。また、計画に基づく公共施設の除却について、地方債の特例措置を創設するなどあります。この公共施設は箱物だけではなく、道路や河川、橋梁、学校なども含まれております。まだ制度の詳しいことがわかってきておりませんが、村ではこの公共施設等総合管理計画策定推進本部を立ち上げ、これに取り組むこととしております。御質問の生活コストの削減の観点でも、公共施設の見直しについて検討をしております。

また、他の町村に比べて高い可燃ごみの袋についても、事業系ごみとの分別やごみ減量作戦、徹底的な資源ごみとの分別などを村民運動として展開をしていただきながら、来年度は少しでも値下げできるよう検討してまいります。

また、住民の役務負担の増加のことについては、現在の村内の各種団体の数と役員の人数を調べたところ、議会や監査委員、教育委員、区長、自治会長を初めとしていろいろな団体などを含めると、およそですが78団体で、役員の数は何と1,056人となっています。民間サイドで必要としてつくられた団体と法律上必須のもの、村が行政執行上必要として設立したものなど、その役割や設立の経緯はさまざまですが、実に多くの団体があります。今後は法律上必須の団体や役職は除いて、少なくとも行政が設立した団体について、類似団体で肩がわりできないか、整理統合ができないか、検討してまいります。また、民間サイドの団体や役職についても検討いただくよう各担当課を通じてお願いをしていきます。

次に、対話から来る言葉のイメージと村長方針についてお答えをします。

村長と語ろう村づくりミーティング事業の広報について、上から目線であるとか、高飛車な感じだという御意見があったという御指摘についてですが、これは全く私の本意ではなく、そのような受け取り方をされたことについては、広報のチラシやCATVの村長室からの説明がまずかったと反省し、おわび申し上げます。条件が付き過ぎという御意見ではありますが、私としては少しでも円滑に開催ができるように最低の手順とルールを説明したつもりであったのですが、申しわけございませんでした。

私がこの事業を始めたのは、公約で申し上げました村民の皆様との対話を基本方針にして、皆様の意見を聞いたり、私の考えを聞いていただくことにより、住民参加型の村政を実現したいという思いだけであります。公約に掲げた村民の皆様と対話する手段として、この村長と語ろう村づくりミーティング事業を活用いただくよう皆様をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいま御返答いただいた中で、まず1番目の質問におけます生活コストのうち、費用に関するものに関しては、おおむねまずは一歩ずつ費用が減っていくであろうという思いが伝わってまいりましたし、住民の方もまずは順番にステップを踏みつつ、その中で実は説明の中にありました、本来行政が持つべきではないかというところの分析がちゃんとなされていたというところを非常に評価しまして、それが何しろ田舎に住んでいますと、人口が少ないにもかかわらず、全てのことを皆でやろう皆でやろうという言葉が語られています。これは雰囲気としましては非常にいいことですし、一般的にふと考えたときには皆でできるということをよさとして捉える場合がありますが、いざ都市部との格差を考えたときに、全てのことを皆でやろうとすると、逆に言うと、本来ですと分業化が進んで、それぞれの人の負担が減ってなきゃいけない近代化に対して、皆でやることによって全ての家庭、全ての個人が全部のことを全部負担しなきゃいけないという。

その一端の中に費用負担というのも入ってきたと思いますので、今後、さっき言った費用だけではなくて、役務負担の中でも本当に皆でやる方がいいと言われていたことの中に、全員でやることによって一個人、一家庭が全てのことを全部やらなきゃいけないという風潮で果たしていいのかどうかを再検討いただきたいということと、先ほど村長の返答にありました法律上いたし方ないものに関しては残さなきゃいけないという話につきましても、ある自治体におきましては、本来ばらばらである役務をたった1人の自治会長さんが1年間担当するという方法で、事実上1人の方に集約させていくことによって解決なさっている場合もあります。それを行政レベルで考えていただければ、兼務、兼任という形である程度法的な組織をうまく処理していけないだろうかということも御提案の中に上げておきたいと思いますし、もう1個、村長さんが方針の中で言われていました、行政の中身の共通している事業について、さっきの子育てのような場合、分散しているようなものを一括でやることによってよりよくなるものもあるということ、逆に住民のいろいろ分散してしまっただけを一つにまとめていくことは、ただ単にコストを下げるだけではなく、一つにまとめることによってより大きな、より意味のある会になるという可能性も幾つか出てくる会もあるんじゃないかと思います。

ただ単にコストを下げるという話だけをしてしまいますと、将来に向かって縮小化していくようなイメージにとられかねませんが、僕がこの提案をしている理由は、何もコストを下げるイコール将来に向かって縮小化を図るのではなく、コストを下げるための一括化、それから整理することによって形骸化されている団体をもう1回意味のある、中身のある団体に再生し直すという目的が踏まれているならば、なおいいんじゃないかということも案として出しながら、村長さんの意見をお聞きしたいと思います。

それでは、2つ目の質問についてのお答えでしたが、まさに今の村長の答弁が今回の住民との温度差を生んでいるものだと思います。先ほどの答弁の中に何度もこういうつもりだったのにそう受け取ってもらえなかったまではいいです。だから、一応言葉の上では済みませんでしたとは言ってみえますが、やはりどこかに言いたいことが伝わっていないだけで勘弁してくださいというニュアンスが、僕の勝手な思いですが、どうしても拭い切れません。

そうではないです。結局どんな思いであろうが、どんな思いを思っているかが、住民の方に伝わっていないければ、それは50点ではなくて0点ではないかと思えます。村長がおっしゃる対話の意味というのを考えたところに、一方的な広報でよければ対話なんかする必要ないと思えます。上手な方法でただ単に村長の思いを何度も何度も説明すればいい。なぜ対話が必要かという、その思いが伝わったかどうかをまず確認する。確認して不十分だと思えば、それをまた伝える。その逆に住民の気持ちを酌み取れたかどうかを確認する。もし酌み取れていないと思えば、また酌み取る。そういう思いがあってこそその対話という言葉につながるのではないかと思えますので、僕としては先ほどの答弁ではまだ一方的な広報の域を超えていなくて、対話というところの村長の気持ちが十分理解できたとは思いかねますので、もう一度、重複みたいになりますけど、1番の質問と2番の質問を復唱させていただきますのでお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

いろんな役務とかコストの関係のことについてまずお答えしますが、議員おっしゃるとおり、アイデアとしてお話をいただきました行政の立場でコストだけを考えるんじゃなく、集約化であったり、集約することによって形骸化された組織が再生される、このことは私も同じように考えますので、今後、先ほど言いましたように見直しをしていく中でその考え方を導入してまいりたいと思います。

また、村長と語ろうのミーティングの話ですが、また謝ると心が伝わらんとと言われてしまいそうですが、気持ちはわかっていただきたいと思えます。ですから、私は今後はできる限り体を使いたいと思っています。つまりこういう投げかけは一応させていただきましたが、むしろこちらからいろんな会合にお出かけをして、このミーティングをやってくださいというお願いもしますし、その場で私ができることはしっかりと話し合っていきたい、そういう意味で行動で示していきたいかなとも思っております。

確かに広報だけでお願い、理解をいただくというのは大変難しいこともありまして、これだけの小さな村でございますので、いろんな団体にお呼びをいただき、そしてお話をする機会がたくさん、今までもありましたし、これからもあると思えますので、いろんなところへ出かけていって、そういった思いを伝えてまいりたいとおっしゃったとおり、お互いに顔を見ながら話をしないとなかなか通じ合わないところがあるかと思えますので、そのように行動をしていくよう努力をしていきます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ちょっと厳しいようなことを言うことになりましたけれども、村長という個人が住民と対話をされるという意味においては、ある程度十分な説明を受けたものと思いましたが、例えば1期4年間の間に、村長がじかに出向いて対話できる人数が果たして2,500人のうちの何人でしょうかという問いかけに対して、どのようなお返事をいただけるかの返事を待つ前に、今は村長個人としての対話の話ですので、今度は行政として住民との対話が十分できているかどうかという点だけ、もう1回質問にかえさせていただきたいと思います。

例えばウェブページ等を見たときに、十分に理解できない部分があって、なかなか行政側が何をしたいのか、それを常によく言われるのが議員の方が地元へ行って伝えてくださいと言われる。確かに議員は7人いますので、村長1人に比べれば7倍の可能性は出ますが、それでもやっぱり1人の議員が住民のところで会話できるなんていうことになった限界があります。なので、まず行政側から住民に投げかけるときには、常に2,500人というのが相手であり、自分が物理的に対話できる人数だけで満足しない方法というのをとっていただきたいです。

そして、これが対話である証拠に、今度逆の向きも同じです。たまたま役場に出向いてこられた人、もしくは自治会長さん、リーダーの人の声は届くでしょうが、本当に2,500人の声がしっかり届く仕組みができていのかどうかを常に検証していただきたい。例えば、医療に関してはよく言われているどこに電話をかけるのがいいのか、例えば困ったことがあったらどこに電話をかければいいのか、この返事については行政のほうに相談しますと、悩み事相談でありますとか、包括支援ですとか、一定の答えが返ってきます。これが住民目線に成り切れていないという証拠でありまして、それは行政側がわかっているだけの窓口です。住民側は知らないからどこへかけていいのかと最初の問いかけをしているわけです。一番スタートラインが間違っている。これは先ほど言いました対話の提案の中のスタートラインが間違っているから、対話というイメージが伝わらなかったと同じように、住民の窓口は準備してありますよ、広報については紙の広報もあるし、CATVもあります。それから、ホームページもありますと言い放つのがスタートラインとして間違いであって、それは相手に伝わってこそ初めて、相手の気持ちが本当に受けとめてこそ初めてですので、今後それについて、これも質問という形で、先ほどは個人としての対話、今度は行政としての住民の対話をどうしていくかという、ちょっと先に進んでしまう質問になりますけれども、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

行政から村民の皆様への対話という観点で御質問をいただいたと思います。

この方法については、毎月発行します広報、それからホームページ、村長室へという質問のところ、あるいはCATVで募集していると、こういったような方法はとっておるわけですが、これらが完全に村民の皆様方の使いやすい道具としてあるのかどうか、こういう御指摘だと思います。

これについては、遺憾ながら現状は御指摘のとおりだと思いますので、それぞれの担当部署のところできっとこの質問意味を踏まえまして、わかっただけ努力を続けていく以外はございません。できる限りわかりやすい紙面、あるいは説明、そして毎日の業務の中でも村民の皆さんからの対応があったときにしっかりと説明をしていく、そういった態度、これらは職員の共通の認識として持っていく、こういったことで改善をしていく、このように考えております。以上です。

**○議長（服田順次君）**

6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

**○6番（今井保都君）**

それでは、村長の新政策の財源について質問をいたします。

東白川村の14代目の村長になられて、早2カ月が過ぎました。村長が取り組まれる政策は、今年度当初予算の基本方針を踏まえて実行されるものと存じます。この予算編成には直接携わっておられないわけですが、村長の目指しておられる村づくりの考え方が一致していることに感心をしているところです。

さて、これからこの予算を思う存分活用して、さらに公約を果たすため、新規予算については補正予算として計上するとのことですが、村の財政も少しはゆとりができてまいりましたが、昨今の異常気象、いつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような非常時に対する備えも必要だと考えます。

そこで、村長が打ち出しておられる新しい政策を実行するためには、さらなる財源を必要とするわけですが、どのようにされるのかお伺いいたします。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

今井保都議員の質問にお答えをします。

新しい政策を実施するための財源について、どのようにするかという御質問であります。

議員御指摘のように、財政調整基金は突然の災害や老朽化した施設の大規模修繕のためにも必要な財源として、簡単に取り崩してこれを財源とすることは厳に戒めなければならないと考えております。また、新たな財源を探すとしても、村税や地方交付税が大きくふえることは期待できず、財源がないからといって起債に頼るのも財政健全化の観点から好ましくありません。

そこで、どうするのかというわけではありますが、基本的には適正な財政規模の中で各事業の優先順位を正確に判断し、実施していくこととします。本村の当初予算は、大きな財源であります地方交付税を少な目に見積もり、入りを図りて出るを制すの考え方で適正な予算執行に努めていること

もあって、歳出予算の不用額と合わせて十分な補正財源を繰越金として確保してまいっております。

本日提案する一般会計の補正予算の総額は2,382万4,000円の追加となっております。この中で繰越金の充当額は1,867万3,000円です。今後とも急な支出や財源補正にも対応できる範囲で計画をしてまいります。

もちろん新しい制度を考えるとスクラップ・アンド・ビルドを考慮し、役目を果たした制度事業の廃止も精査するとともに、有利な補助金や交付金、起債の充当も考えながら計画をしてまいります。また、今回の新事業では費用対効果も十分考えながら、当初予算の組み替えで事業効果を上げる工夫もいたしております。

今後、来年度に向けて新政策も打ち出してまいりたいと思っておりますが、ある程度財政調整基金が残せてきておりますので、今資金を投入し、村を元気にすることを期待する投資的政策を行う必要性も十分感じております。財政の健全性はあくまでも維持しながら、積極的な事業展開をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

内容的には財源をどうするかということで質問をいたしました。

村長の答弁もよくわかりました。まずもって、先ほど村政の運営方針を述べられました。村長になられるための公約も含めて、新しい政策について3点ほど提言をしたいと思えます。

まず産業振興についてでございますが、農地を守る政策、地元負担金助成事業、本当にこれはありがたい政策だと思っております。できれば、将来この政策が農家の方の所得向上につながるよう、また指導していただきたいと願っております。

また、医療につきましては、一般質問もございましたし、村長の答弁もございました。診療所ですが、村民が診療所を受診しようという意識を持ってもらう、この1点だと思えます。このことに努力をしていただきたいというふうに願っております。

福祉につきましては、地域医療・介護総合確保推進法が18日に法律が制定されました。内容を見ますと、介護保険サービスが2015年から削減をされます。こういう状況の中で、村の高齢者がいつまでも元気でいてほしい、そのためには何が必要か。私も村政運営方針の中に、村長交流サロン等の実現ということもうたっておりますけれども、ぜひ元気な高齢者がいつまでも元気でいられることが福祉の一番原点ではないかと思えますので、交流サロン等の実現に向けては積極的に努力していただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、子育て支援についてでございますが、結婚相談事業から子育て支援等までを一括支援する専門担当部署を設置、検討。本当にこれもよいことだと思います。それで、こういった推進室は個人情報等を収集する部署でございますので、できれば役場の外に設置をしていただいて、気軽

に相談できる雰囲気をつくっていただきたい。できれば女性を登用していただきたいと願って、質問を終わります。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ありがとうございます。

産業の分野、特に農地の所得向上について、私も外からお金を東白川へ環流させる、このことが山や農地を守ることになると思って、そういった政策をこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

また、医療や福祉についても御提言をいただきました。参考にさせていただきます。

子育て支援の部署をできれば役場の外にとすることも、参考意見として今後検討してまいります。

女性登用については、実は国のほうもそういったことについて積極的にというような、皆さん御存じのと通りの状況もございます。このことも、これはすぐにどうのこうのということではございませんが、私の考えの中では男の職員の中でもそうやって頑張っていく女性職員を育てていきたいと、このように考えておりますので、またよろしくお祈いをしたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、CATVと傍聴者の退室のために5分間休憩をとりたいと思ひます。

午前11時18分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

---

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求むることについて、専第6号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

承認第2号 専決処分の承認を求むることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求むる。平成26年6月24日提出、東白川村長。

記1. 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）（別紙）。



次のページをごらんいただきたいと思います。

専第6号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,049万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年5月30日、東白川村長。

2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額が49万7,000円、前年度繰越金でございます。

8ページへ参りまして、3. 歳出。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が49万7,000円。施設維持管理費としまして、施設の修繕料として計上させていただいております。この内容ですが、県道越原・付知線の黒淵地内におきまして、埋設されておりました水道の配水管の水漏れが発生いたしました。1時間当たり6立方メートルという大きな漏水でありましたため、給水コストのロスになるということで急な対応をしなければならないということで、漏水の修繕工事を行ったものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

今回の専決は当然なことですが、今後、特に大明神についてが20年以上たったということで、これから特にいろんな面で更新していかなければならないと思いますが、今回これは黒淵の高井孝二さんの入り口であったわけですが、これに気づかれたのは、こちらのテレメーターでの漏水の関係だと思いますが、点検というのはどのようにやっておられるのか。例えば今回の場合、普通の管の亀裂なのか、継ぎ手目から漏れたのか、どちらかと。そして、今後は点検をどうしていかれるのかということをお聞きしたいです。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

今の点検につきましては、これは役場の1階でございます集中管理装置で、モニターを確認しております。今回の件につきましては、大明神の低区配水池、それから下流側にあります黒淵の配水池、この2つの配水池の入る量、出る量を比較してありましたところ、夜間等利用のない時期に

来ましても、低区の配水池のほうから6立米ほど配水を行っておるということで、その漏水が確認されました。

それで、それをどのように管理して洗い出していくかということになりますと、この2つの配水池の間のそれぞれの分岐ごとにバルブの開閉等を行いながら、中央装置のモニターを確認しながら、随時それぞれの区域で点検を行いながら漏水箇所を確定していくという、非常に根気の要る点検作業を行っておりました。そして、最終的にこの区域であるということを確認いたしまして、専門の業者に依頼いたしたところ、1日で箇所が特定できたというような段取りを組みながら、まことに広範囲に調査を行いますと非常に膨大な経費がかかりますので、そういった細かい日ごろの管理で突きとめていくということを今回はやっておりましたし、今後もそういった方法でこういった支障箇所を発見していかなければならないというふうに考えております。

それから、今回の故障の状況でしたが、まず道路に本管が埋設されておりまして、そこから今度は給水のための分岐がございまして、そこから75ミリぐらいの管に落として出ております。途中でまた違う径の管につなげる接合部にフランジという接合部材を使うわけですが、今回はそのフランジのパッキンのゴムが非常に劣化しておりまして、そこから水が漏れておったということが原因でございました。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第6号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第6号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認されました。

それでは、ここで暫時休憩とし、議事は昼から行いますのでよろしくお願いをいたします。

午前11時33分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

◎議案第55号から議案第59号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第55号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第59号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第55号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,607万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年6月24日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正、歳入、3ページ、4ページの歳出の朗読を省略し、5ページになりますが、第2表 地方債の補正をお開きください。

変更で、起債の目的、災害復旧事業。変更後の金額、限度額を610万円に30万円の追加。災害復旧事業費の確定によるものでございます。

過疎対策事業1,350万円、190万円の追加。

施設整備事業（消防）で、補正額がゼロで190万円の減。これは事業の組み替えによるもので、消防の施設整備事業から過疎対策事業に組み替えをする190万円の増減調整でございます。

7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳入、8ページの歳出の朗読を省略し、9ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

11款2項6目農林水産業費負担金、補正額130万円の追加。農業費負担金で、県営中山間事業地元負担金確定による追加でございます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金73万3,000円の追加。公共土木施設災害復旧負担金ということで、うち村道災害の復旧国庫負担金、前山線の道路災害によるものですが、5月21日の査定により事業費が確定したことによる追加で248万5,000円。河川災害復旧国庫負担金で、垂洞谷、前山谷に係る分で、991万4,000円の追加。災害復旧国庫負担金で1,166万6,000円を減額するものでございます。

13款2項8目土木費国庫負担金、補正額ゼロ。道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金から防災安全交付金に2,044万円を減額し、2,044万円を追加する組み替え補正を行うものでござい

す。内容は、神谷橋の修繕設計費と南北橋の工事負担分でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額106万4,000円。農業費補助金で、うち元気な産地改革支援補助金150万円の減額。これは東白川製茶の合組機の不採択による減額と、次の集落営農システム確立事業補助金40万円の追加で、差し引きで110万円を減額するものでございます。

次に林業費補助金で、森林整備地域活動支援交付金ということで、森林経営計画の作成促進による間伐の事業対象増と施設集約化に向けた条件整備で、積算面積の減額による差し引きで216万4,000円を追加するものでございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額31万円。うち総務費指定寄附金26万円で、交通安全指定寄附金10万円、五加の柏本の野村様から、ふるさと思いやり基金指定寄附金で、京都府の大西様ほか合わせて4名の方から16万円をいただいたものでございます。教育費指定寄附金で、五加の柏本の安江様からいただいた5万円を保育園指定でいただいたものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額1,867万3,000円。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額144万4,000円。説明欄で、公民館講座参加料ということで、ナイトエアロ、エアロビクス、ヨガ教室の追加事業による雑入10万8,000円と、イベント支援事業ということで、とうしん地域振興協力基金助成金、つちのこフェスタ5万円、お松さま祭り5万円の収入でございます。それから、コミュニティ助成金、消防団員の訓練服を整備するコミュニティ助成金が交付決定してまいりましたので100万円を追加するものと、新聞広告費ということでフォレストスタイルの協賛の建築協同組合から3カ月間の契約金の2分の1相当額ということで、23万6,000円を追加するものでございます。

20款1項8目土木債、補正額ゼロ。公共事業等ということで、橋梁修繕事業780万円の減、防災安全交付金事業780万円の追加です。制度事業の変更によるものと、9目消防債、補正額ゼロで、過疎対策事業債190万円追加。教育・福祉施設等整備事業債190万円の減で、組み替え補正によるもので、対象事業は消防の小型動力ポンプの事業でございます。

11目の災害復旧債で、30万円の追加。公共土木施設災害復旧債40万円で、村道災害復旧事業費。それから、河川災害復旧事業債では10万円の減ということで、河川災害復旧事業分でございます。

12ページの3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額6,000円。共済組合の負担乗率の見直しによる追加でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額672万2,000円。総務一般管理費で、4月1日付の人事異動に伴う人件費と職員の共済組合の負担乗率の改正に伴う追加で630万2,000円と、内訳としましては、一般職員の給料233万3,000円、それから職員手当等で278万円になりますが、扶養手当から期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当、住居手当、児童手当及び子ども手当、退職手当組合負担金、次ページへ参りまして、共済組合費で118万9,000円で、職員共済組合負担金、職員共済組合追加負担金、職員共済組合事務費負担金と合わせたものでございます。以降、人件費でこうしたものが出てまいりますので、よろしく願います。そのほかに備品購入費としまして庁内用備品26万円で、事務事業の効率化を図るために村長指示によりまして、フォレストスタイルの事務所を今現在こもれび

に置いておるわけですが、8月1日から役場の2階で事務がとれるように移動するために必要な経費ということで、電話の端末機2台と机3基を整備するものでございます。このほかに積立金として、ふるさと思いやり基金積立金16万円でございます。

5目財産管理費、464万4,000円。庁用車管理費で、日赤の更新車両負担金ということで51万3,000円を追加するものでございます。日赤での落札価格が141万3,000円で、日赤県支部が90万円負担し、村の負担金が51万3,000円となっております。物件管理費で、工事請負費、五加センターの屋上防水工事413万1,000円の追加で、太陽光発電装置の整備のための事前準備費用ということで、雨漏り防止対策として工事が必要ということで、現状の防水上にゴムシートを固定する村が事業主体で行う事業でございます。

6目企画費、155万3,000円の追加。日本で最も美しい村推進事業149万5,000円。うち安全対策の促進ということで、看板の作成費で注意看板を14枚で7万2,000円。遊歩道の維持修繕費で20万円。工事請負費として、1つが遊歩道の危険箇所の補強工事ということで150メートルほどの索道を整備するもので105万円と、もう1つが遊歩道の注意書き看板を2基設置するもので17万3,000円の追加となっております。第5次総合計画の策定事業で、公聴会費用として委員さんの賄い費3万円と郵便料2万8,000円を追加するものでございます。

7目交通安全対策費、補正額74万2,000円。これは交通安全対策の指定寄附金をいただいて、回転灯を一式ソーラー式の夜間の赤色灯を整備するもの33万1,000円と、防犯灯設置工事ということで、地元から要望をいただきました。大明神、平、曲坂、柏本に合わせて6基を整備するもので、41万1,000円を追加するものでございます。

10目地域情報化事業費180万2,000円。CATV等の制作運営費で、年間修繕料が不足しますので21万6,000円を追加するものと、機器の管理運営事業ということで、158万6,000円のうち工事請負費が電柱移設工事で、白川町地内で鳥獣害によるケーブル損傷箇所を光ケーブルを取りかえるもので127万6,000円と、備品購入費で告知端末機のモデムを5台、補充用を整備するものでございます。

2款2項1目税務総務費、補正額272万3,000円の減。これは人事異動に伴います人件費の組み替えによる減額でございます。とあわせて、15ページの一番下にあります需用費で、消耗品費でナンバープレートの取り付け金具15組の分で、4,000円を追加するものでございます。

2目賦課徴収費3万4,000円の追加。これは滞納対策訪問資料に要する経費ということで、職員の普通旅費と駐車料金2万4,000円、1万円を合わせて3万4,000円を追加するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額14万5,000円の追加。職員共済組合負担金6,000円の追加と、戸籍電算化システム運営事業で窓口交付システムの改修に要する費用ということで、委託料13万9,000円を追加するものでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額170万4,000円の減。住民福祉費一般で、人事異動に伴います減額でございます。

3目保健福祉費11万5,000円の追加。保健福祉費一般で、職員共済組合負担金5,000円と、村長の方針説明にもありました新しい事業で、障害児通所支援事業、新規によるもので、可茂特別支援学

校中等部通学支援補助金ということで、4月にさかのぼり年間費を追加するもので11万円の追加。

4目老人福祉費1万8,000円の追加。高齢者等外出支援事業で、4月採用によります新規採用者に対する有償旅客運送運転者講習会の負担金で1万8,000円を追加するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額2,000円の減。子育て支援事業費、共済組合負担金7,000円の追加と、子育て世帯臨時特例給付金事業で9,000円の減。内訳としまして、事務用消耗品費2万7,000円の減と郵便料1万8,000円を追加するもので、交付金の交付申請に伴う事業費の減額調整でございます。

2目認可保育所費22万7,000円の追加。みつば保育園運営費で、職員共済組合2万9,000円と指定寄附金活用によります施設消耗品費で、みつば保育園に巻き取りマットを4枚整備するもの6万8,000円と、その他修繕料で食器消毒器保管用のファンモーターが故障しましたので、これの取りかえに要する経費ということで8万9,000円の修繕料を追加するものと、委託料で広域入所委託料、北方町への委託ということで4万1,000円でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額674万2,000円の追加。保健衛生総務費一般で674万2,000円で、うち人件費が670万2,000円と、需用費で実習生交流賄いと書いてございますが、看護学生の保健福祉医療部門での実習に伴います学生との交流に要する経費ということで、4万円を追加するものでございます。

3目母子健康センター費7,000円の追加。

環境対策費6,000円の追加。この2件については、職員共済組合負担金の追加でございます。

6目廃棄物対策費12万8,000円。一般廃棄物対策事業ということで、うちパッカー車の修繕料で、投入口の変形を修繕するもの4万8,000円と、生ごみ処理機の設置補助金2台分を8万円追加するものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額4,000円。共済組合負担金追加。

2目農業総務費、補正額15万8,000円の減。人事異動によるものでございます。

それから、3目農業振興費42万円の追加。これは元気な農業産地構造改革支援事業で、東白川製茶の合組機の不採択による事業費の30万円を減額し、下の茶業振興対策事業で村単事業で組み替えをするものでございます。うち元気な農業産地構造改革支援事業では、県の補助金150万円と地方債150万円を予定しておりましたので、それを減額するものと、村単の茶業振興対策事業で地方債150万円を追加するものでございます。次に、集落営農システムの確立事業ということで、2地区採択が得られましたので、そちらへの補助金ということで42万円を追加するもの。

7目農地費737万2,000円の減。負担金で中山間地域総合整備事業（東白川地区）負担金の事業費がまとまりましたので、当初1,500万円であったものが600万円になるということで、900万円を減額するものと、新規に創設されます補助金で、農地を保全し有効利用促進を図る事業補助金ということで、大規模の地元負担金については5%をゼロに、村単・県単の土地改良事業地元負担金15%のものは7.5%にということで、合わせまして152万4,000円の追加。なお、お金の流れは、村が土地改良区に助成をしまして、土地改良区のほうがお金を地元負担金としてまとめて村へ納める流れ

になります。中川原水辺公園管理費、10万4,000円の追加。中川原水辺公園施設修繕が終わりまして、募金箱を2基設置する経費でございます。

6款2項1目林業総務費629万6,000円の追加。林業総務費で、人事異動による人件費の追加でございます。

2目林業振興費288万5,000円。これは森林整備地域活動支援交付金事業で、間伐の対象面積が105ヘクタールほど増加するものと、作業道利用区域が減額するもので、差し引きで288万5,000円追加するもので、うち県の補助金が216万4,000円となっております。

3目林道総務費656万8,000円の減。人件費による減額656万8,000円と、委託料で反歩向谷の測量設計委託料、これは平の森林組合の田口参事の家付近になるわけですが、252万8,000円の追加と、工事請負費で県単治山工事費で神湊谷の流路工600万円の減と、反歩向谷の流路工の347万2,000円の追加で、差し引きで252万8,000円を減額するものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額421万3,000円の減。商工振興費一般で、421万3,000円のうち人事異動による減額が462万1,000円と、工事請負費でマツオカの空調設備修繕工事ということで、22万9,000円を追加するものでございます。これは空調設備ということで、2系統の6つの室内機を修繕するものでございます。商工業新規開業支援補助金ということで、大沢のユットパックとありますが、そちらの新規開業による対象事業費35万6,000円の2分の1ということで、17万9,000円を追加するものでございます。

2目地域づくり推進事業費50万6,000円の追加。建築技能者確保対策事業ということで、濃飛建設職業訓練協会の助成金ということでございます。企業数割が6社で5,844円と、生徒数割ということで1名、6万8,000円、合わせて7万4,000円で、対象企業は田口営繕となっております。

次に、イベント支援事業、とうしんの助成金をいただきまして、2つの実行組合のほうへイベント支援をするもので、10万円の追加。こもればの里総合管理事業費、工事請負費で給水給湯修繕工事で、ポンプ交換に要する経費で33万2,000円を追加するものでございます。

フォレストスタイル事業、新聞広告料で財源のところでも他収入、雑入の23万6,000円、これは木造建築協同組合協賛金で、一般財源を減額調整するものでございます。

村内産品販売促進事業、これは東白川村のメンバーズカードを作成する新規事業になります。内訳は、事業系の消耗品、加盟店の店舗の額縁等5万円の作成費と、メンバーカード印刷製本費22万円、それから郵便料で2万円を追加し、既設予算のシステム開発委託料29万円を減額調整するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額742万4,000円の追加。662万4,000円のうち、人件費が658万円の追加と、負担金のところで県河川協会負担金4万4,000円の追加で、これは災害実績で判定基準によるものでございます。公共施設等自主修繕事業80万円の追加。西洞集落におきまして、西洞センター周辺の駐車場の舗装整備が自費修繕で行われるということで、上限の80万円を追加するものでございます。舗装面積が453平米を予定されております。

8款2項1目道路橋梁維持費311万3,000円の追加。村道の維持修繕工事費9カ所で185万6,000円

と、旧村道の栃山地内の大明神川にかかります鉄橋の撤去費125万7,000円、合わせて311万3,000円を追加するものでございます。次に、社会資本整備総合交付金事業で、委託料、橋梁修繕調査委託料、神谷橋のもので510万円と、工事請負費、南北橋の橋梁修繕工事費2,410万円、合わせて2,920万円の社会資本整備総合交付金事業を減額し、防災安全交付金事業に組み替えをするもので、県の指導によりまして早期着工を図るための対応でございます。

8款3項1目住宅管理費10万円の追加。施設修繕料で防音グレーチングを整備するものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額231万7,000円の追加。コミュニティ助成金100万円を活用し、消防団の活動服、上下で130着を新規で整備するものでございます。

3目災害対策費、補正額19万1,000円。防災行政無線のデジタル化に伴います共架申請調査手数料2万6,000円と、電柱改修負担金ということで携帯鉄塔までの支線上部新設分で8本分16万5,000円、合わせて19万1,000円を追加するものでございます。

10款1項2目事務局費、補正額163万7,000円の減。教育委員会事務局費163万7,000円のうち、人事異動によりまして減額が262万3,000円。給食職員への対応ということで、臨時職員を採用しましたので、それに要する賃金ということで98万円を追加するものでございます。あわせて負担金ということで、郡校長会負担金6,000円を追加するものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額34万5,000円の追加。小学校管理費一般で、洗濯機の排水設備工事ということで、保健室に洗濯機を設置するわけですが、パンの取り付け工事と旧排水各2メートルのコンクリートのはつりが発生しますので、26万円を追加するものでございます。次に小学校施設営繕費で、検査手数料8万5,000円の追加ということで、高圧機器の絶縁油の中にPCBが含まれているかどうかの検査が必要になったということで、今回諸経費を追加するものでございます。

10款3項1目学校管理費5万3,000円の追加。中学校施設営繕費で、中学校のチャイムのプログラムが故障になりましたので、出張修理に要する経費ということで5万3,000円を追加するものでございます。

10款4項1目社会教育総務費7万6,000円の追加。これは文化財保護事業費ということで、弁天桜の保護用のふたを設置するもので、7万6,000円を追加するものでございます。

2目公民館費48万1,000円。ヨガ教室、エアロ教室に要する講師の謝礼ということで、追加事業分17万8,000円の追加と、はなのき会館の管理費で障害者用のトイレが故障しまして、建築から20年を経過しておるということで、30万3,000円で更新をするものでございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額122万8,000円の追加。3月13日発生の豪雨災害の前山線災害復旧工事費の事業費の確定で122万8,000円を追加するもので、補助金と地方債の財源内訳があつて、一般財源が9,000円となっております。

2目の河川災害復旧費で、補正額12万9,000円の減。これは河川災害復旧事業費で、同じく3月13日の豪雨災害の事業費の確定による査定結果によりまして、垂洞線で18万6,000円の追加と、前山谷で99万3,000円の減、差し引きで80万7,000円の減と、電柱移転補償費が1カ所発生しましたの



で67万8,000円を追加するもので、相殺で12万9,000円を減額するものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第56号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,305万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月24日提出、東白川村長。

2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページから6ページの特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款2項1目財政調整交付金、補正額が97万2,000円。国庫からの交付金でございます。

10款1項1目繰越金、補正額が8万6,000円。前年度繰越金でございます。

次のページに参りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が105万8,000円。内容ですが、一般管理費としまして職員手当、共済費等の人事異動に伴う人件費の補正が6万6,000円。それから、保守点検委託料ということで97万2,000円でございます。この保守点検委託料の内容ですが、国民健康保険事業の事務を行うシステムのバージョンアップに伴う保守委託料でございます。

国保特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第57号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,269万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月24日提出、東白川村長。

次のページの歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額が219万7,000円。前年度繰越金でございます。

次のページに参りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が42万1,000円。これは一般管理費として、人事異動によります職員の人件費の補正でございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が177万6,000円。これにつきましては、施設維持管理費としまして、まず需用費のところでは施設修繕料としまして73万3,000円。これは応急対応修繕工事に資する予算でございます。これにつきましては、現予算が執行して現在の執行残額が不足する状況になっておりますので、補正をさせていただきます。次に、使用料及び賃借料、これは既設国道横断鞘管使用料が3,000円でございます。これは陰地のグループホーム丘の上への水道の配水管の国道横断占用に係る使用料でございます。次に、工事請負費としまして、次のページに参りまして、県道災害復旧支障移転工事といたしまして、58万4,000円を計上させていただいております。これは県道越原・付知線陰地地内の路側の復旧工事によりまして、本管の断水に伴う関係住家への配水管の切りかえ工事費でございます。次に、原材料費といたしまして45万6,000円。これも応急修理用資材として、同じく越原・付知線の復旧工事に伴う占用しております水道管の本管の撤去、復旧に係る材料費でございます。

簡易水道の特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第58号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,258万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月24日提出、東白川村長。

同じく第1表 歳入歳出予算補正と、5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2の歳入。

3款1項1目繰越金、補正額8万1,000円。前年度繰越金でございます。

次のページへ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額8万1,000円。一般管理費としまして、職員の人事に伴う職員手当、共済費の増額補正でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第59号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,925万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月24日提出、東白川村長。

次の2ページ、3ページの第1表と、続きまして5ページ、6ページ的事项別明細書を省略させ

ていただきまして、7ページの歳入から説明を申し上げます。

初めにおわびと訂正をさせていただきます。歳入の8款の寄附金の説明欄のところの「五加久須身」の「身」の字が違っております。おわびをさせていただきます、訂正をいたしたいと思いません。

それでは、6款1項1目繰越金、前年度繰越金50万5,000円の追加でございます。

続きまして、8款1項1目指定寄附金、診療所施設整備指定寄附金として、お2人の方に御寄附をいただきました。15万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、備品購入費47万6,000円。ここにつきましては、厨房用のガスオーブンを新規に購入するものでございます。現在、電気式のオーブンがございしますが、経年劣化によりうまく焼き魚等ができないということと、それから家庭用のオーブンでございますので、大量に処理ができないということで、今回はガス式の業務用のオーブンを購入するということでございます。

続きまして、2款1項3目介護管理費、備品購入費2万9,000円でございます。ここにつきましては、老健の入所者に御利用していただきますテレビを1台追加で買わせていただきます。19型のデジタルテレビということで、現在要介護度の低い、比較的元気な入所者が多く入所されております。今後も引き続きそういった形になるかと思えます。現在5台ございますが、5台では不足しておるということで、業者の方からも1台欲しいということでございました。それで1台ふやさせていただきます。

続きまして、3款1項1目基金積立金でございます。15万円。先ほど寄附をいただきましたお2人の方からの15万円を医療設備等の整備基金として積み立てするものでございます。以上です。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

一般会計の歳出の商工費の商工振興費に当たる部分の工事請負費というところに、マツオカの空調設備の修繕工事というのが入っておりますが、これって商工振興費で行うということになりますと、実はここは商業施設として管理委託をしているわけじゃないので、商業者を助けるという意味合いの出費になってしまうんじゃないかと。だから、大家が村であるから、持ち主である大家側が施設修繕するというつもりで多分ここに上がっているのではないかと予測するんですけど、ここに上げてしまうと商工振興の費用になるので、どうしてマツオカだけが修理費用を受け取れるのかという裏づけが足りないような気がするんですけど、ちょっとこの答弁を願います。

**○議長（服田順次君）**

産業建設課長。

**○産業建設課長（樋口章久君）**

今のマツオカの件ですけれども、空調施設が壊れて使えなくなったということで22万9,000円が必要になったということです。

それで、一応商工一般のほうで工事費として上げさせていただいて、負担金をいたごうという予定はしておりますけれども、村長のほうから指示があつて公共施設の修繕の見直しをしようというその中で、マツオカの負担金についても少し検討して、どれだけかいたごうという予定にしておりますけれども、緊急性がありましたので補正としてここに上げさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

緊急性は当然補正ですので理解はできますし、一応この場合ですと公共施設であるかどうかの判断なんですが、管理委託業務を行っているような施設については公共施設と言い切るのは確かにわかるんですが、たまたま持ち主が東白川であつて、それを一定の使用料をいただいて貸し出す場合、それって公共施設という分類でいいのか。たまたま財産管理は村であるけれども、施設としては公共ではないんじゃないかと僕は思うんですが、村長の言われる公共施設に対する指示の中にこういうものが入ってくるんだとすると、線引きの部分がちょっと意味が違ってこないかと僕は思うんですけど、それはどちらに質問していいものか。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

マツオカの建物の収入、それから地主への支払いのは商工費のところで行っておりますので、今回もここでそのようにさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回は補正ですので、緊急性があるということで、この段階で補正自体を認める認めないという議論まではしたくないですけれども、予算書というのは住民に対して説明するための資料だと解釈しているので、できれば一々説明を加えないと、この場合は公共施設ですとか、商業支援と商業支援じゃないということがわかりにくいような支出項目については、ぜひ今後整理していただいて、一々注釈を加えないと公平性が理解してもらいにくいような項目というのは、ぜひ検討してもらえないかとお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

今後整理のほうも検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計の第6款3項のところなんです、集落営農システムの確立事業ということで40万円あるわけなんです、集落営農はこれからの先駆けということで、親田地区と大明神地区が先駆けで研究をされるということなんです、具体的にこの42万というのは研究費として使われる部分のあれになるのか、具体的にどういったことに使っていくのかという。これから後追いの集落のこともありますので、御説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

この42万円につきましては、県の補助金でいただくこととなります。その内容につきましては、例えばこれから新しく始まりますので、必要な消耗品とか、そういうものを購入。それから、勉強が必要ですので講師代、それから視察研修代といったものが対象となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

総務管理費の中の企画費の中で、遊歩道をこれからも整備されるということで、たまたまここには危険箇所とか看板の設置とか予算が書かれていますけれども、この遊歩道については今後村が管理されると思うんですけども、場所が場所ですので、管理してもらわないと遊歩道としての価値が今後出てこないと思いますけれども、その辺で将来村がしっかり管理するのか、どこかで管理委託を任せてもらうのか、その辺の考え方はどんなふうになっていますか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

今回は日本で最も美しい村推進事業の一環として行うものでございます。総務課のほうで管理をしていくことになると思います。

その中で、遊歩道の維持修繕費20万円を予算化もさせていただきました。今後のために備える経費を備えておるということで、今後も村のほうで整備をしていく、管理をしていくということで御了解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

県営中山間事業の大規模修繕の件でございますけれども、この申し込みをとったときには受益者の方がある程度の受益者負担があってもやむを得ない。けれども、どうしても修繕をしていただきたいというお気持ちでこの修繕を持ち込まれたと思います。

しかし、受益者負担があるので、今回は見送ろうという地域も恐らくあったと思います。今度この村長の方針の中で整備を見送ると、将来的にも整備が行えない。農地の荒廃が進んでしまうので、ある程度村が全額負担したり、半分を村が助成しようというお考えをお持ちになったと。けれども、見送られたところに今後のサポート、あるいはどのような応援をしていかれるお考えなのか、その点をお聞かせいただきたい。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

個々の計画全部について、まだその状況については掌握してないところもあるわけなんですけど、一般論としてそういった状況で見送られて、今後やっぱりやりたかったなというのは当然出てくると思いますんで、これはそのこともしっかりと調査したところで考えたいと思っております。今こういうふうにするというお答えはできかねますが、同じように農地を守るという観点でいろんな事業を組み立てていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

今回申し込まれなかったところの農地についても、しっかりと守っていただけますようお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

一般会計16ページ、新しく障害児通所支援事業、特別支援学校中等部へ通う、これは可茂支援学校、牧野にあるところへ通うのかということと、それから以前私もこの支援学校へ見学に行って、東白川からも何とか通えるようにということで、今このバスはたしか白川町までしか来てないと思いますが、これは東白川まで来るようにするのかどうかという、その2点をちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

この障害児の通所支援事業の特別支援学校中等部でございますが、現在は中等部1人ございますが、小学生の場合もあるかもしれませんので、その辺は規則でつくって、小学校についても対象にするということで行いたいと思っております。

それで、現在は可茂の特別支援学校へ1名、中等部へ通学をしております。下呂の特別支援学校もできておりますが、もちろんそちらも対象にということでございます。この補助金につきましては、先ほど議員さんからもお話がありましたように、可茂特別支援学校は白川口からの発進ということで、そこまでは親御さんが送るというような状況でございますので、その親御さんの経費的なものとか、またその他の経費負担というような軽減をするというような目的で通学の補助をさせていただきたいと思っております。

なお、通学の支援につきましては、私は前、教育委員会のほうにございましたけど、毎年県議会の議員さんを通じてお願いをしておりますし、可茂特別支援学校のほうにもお願いは教育長初め私のほうからもさせていただいておるところですが、何せ白川町も佐見とか黒川のほうからも通学されているお子様が見えるということで、なかなかそういった奥までは行けないというような御回答をいただいているところであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

今、事務局長が答えたことは、もう既に私も聞いておりますが、何とかして東白川まで来ていただけるように努力はしてほしいということをお願いしたわけですので、今後のことを考えてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

きょうは教育長が欠席をしておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

たしかに要望は続けていきたいと思ひます。ただ、授業時間の関係とか何かで、出発時間は余りおくらせることはできないという事情ですので、やはりある程度白川町と東白川が譲り合って、バスを何本もふやせればいわけですが、そういったわけにもいかないという状況がありますので、現在のところはこういう形で応援をしていきたい。確かに年度年度によってどこから子供さんが通われるかわ変わってきますので、そのときには東白川になるべく負担がかからないようなこともお願いはしてまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の27ページの教育費、中学校費の学校管理費の部分なのですが、先ほどの説明によるとチャイムの修繕ということで、たまたま僕は学校に出入りしている関係上、チャイムが壊れていたというのもことしのことではなかったのではないかと思いますので、実際にはいつごろから壊れていたのかということと、どうしてこのタイミングであえて修理という話になったのかという、この2点をお聞きします。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

チャイムにつきましては、いつごろから壊れていたかということですが、はっきり何年前からというのはちょっと言えませんが、数年前から壊れていたということを聞きました。

なぜこのタイミングかということですが、当初予算の見積もりについては12月に中学校のほうから要望等を聞いておりますけれども、一応その段階では修繕費ということでチャイムが上がってこなかったわけですが、中学校のほうとしても数年前から壊れている事実は把握しておったと思うんですが、私が推測しますに、中学校のほうでチャイムを直すところの辺がまだ業者といますか、そういうところがわからなかったということで見積もりしてこなかったかなということも考えておりますが、今言われたように議員さんのほうで御助言いただいて、今回修理業者のほうを御紹介いただけるような格好で、見積もりを中学校へいただいたのが4月30日というような日付でございました。

今まで壊れていたということで、これが補正ですぐ必要かということですが、見積書が提出されて修理のほうができるということですので、できるだけ早いうちに修理ができたほうがいいんじゃないかということで、今回補正のほうに上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの説明自身は大体わかったんですけど、今回、実はあえて小さい数字のものに質問させてもらう理由に、中学校というのはほかの課に比べますと、中間の住民の立場に近いところがありまして、同じ職員といいながらも、ほかの課ですと会議の中で必要性の中から要望が出てくる。住民まではおりませんが、この場合、中学校の先生方というのは一種住民と同じような目線だと考えた場合、必要なときに必要なタイミングでなぜ修繕ができないかというときに、あらかじめ予算上どれだけまで直せるという余裕がしっかり持てないから、どうしても優先順位の中で後になってきてしまったり、必要を感じた時点で直せずに年度送りになってしまうということが一つ実



際に考えられるのではないかという趣旨で質問を最初に入れたわけなんです、残念ながら現場としては顔を出した以上、反応としましては直したいけれども、とにかく予算に余裕があるわけじゃないので、何でもかんでも直すわけにいかんという形で我慢しているものがチャイムにかかわらず存在する。これは多分ほかの一般の施設についても存在するんじゃないかと思います。

ただし、先ほど課長が言われたように、当初予算の中でヒアリングが行われるというのは、たまたま行政の管轄下にある中学校だからあるんであって、一般の施設においてヒアリング、当初予算を組む段階で事前調査というのを行われないうままに、あえて修理をどうするかというのが補正補正で出てくるというのが割と最近の現状じゃないかと思っていますので、特に学校の施設のように子育てに直結するようなものの修繕が遅くなる。例えば体育館の照明なんかは先送りになっている部分もありますけれども、ああいう部分なんかもとってみますと、村長が言われる子育てを支援するんだという姿勢が当初予算、もしくは補正を組むにしても、ちまちまちまちまと必要になった分だけ組むのではない。今年度はこれだけ補正を組んだから、頑張って施設を見直して修理しなさいとか、そのような姿勢があらわれるのが、本来予算が持つ住民に対する希望、夢を与えるような効果につながらないかという観点でこの質問をスタートさせていただきましたので、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

子供は村の宝であります、先ほどの一般質問でも答弁をいたしました。特に学校関係のそういった費用については、不自由な思いをさせたということは大変申しわけなかったかなと思います。

無尽蔵に資金があるわけではございませんので、何でもかんでもちょっと壊れただけで直すということではない、それは現場の常識でございますが、必要なものについてはしっかりとした予算措置をとっていきたく思いますし、ある程度査定の段階というか、予算要望の段階で施設内をしっかりと見直していただくという作業も決して無駄なことではなくて、先生方が学校の施設をしっかりと管理していただくためには必要なことかとも思います。

しかし、通年を通じて待ったなしの故障も起きるわけですので、ある程度の修繕費というものを余裕を持って今後は措置をしていきたいと、このように考えます。

それから、一般の方々の施設についての要望というのは、これはどうしても、先ほど来議論があったように、住民の声がなかなかすぐには届かないということが課題であると思いますので、ここは議員さんたちのお力もかりながら、なるべく風通しのよい行政、このようにして早急に対応していく姿勢で快適な東白川村をつくっていきたく、このように考えます。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の商工費で、先ほど質問したすぐ隣なんですけど、22ページの商工振興費、商工業新規開業支援補助金についてなんですけど、当初予算の会議にも述べたわけなんですけど、これがもともとできてしまった経緯についてはいろいろありましたけれども、本来ですとIターン者、もしくは新規事業者を積極的に応援するという意味の中には、ふやしていくという意味が含まれていたと思います。これはさっきの修繕費と考え方が似ていますけれども、やはり当初、せっかくある程度の予算枠を先に住民に対して提示して、これだけの補助金があるから積極的に新規事業を始めましょうよと、そういう本来提言がされるべき事業じゃないかと思いますが、そのことを今年度の当初の段階で全協の折にちょっと述べさせていただきましたけれども、せっかく補正で出てきたのでよしと思いますけれども、やっぱりここも必要な分だけ確保して、その後は申請があれば出すよということなんです。

ですけど、実は申請があれば出すよという姿勢というのは、国なんかでもよく大型補正が出てきたときって、積み上げたものが補正で出てくるだけではない、補正が出てくるのでどんどん申請してくださいというような方向性で市町村が活気づいてくるというようなこともありますので、ちょっとこの辺の見直しの中に、これは先ほど言ったように事業として村が目標値をもう少ししっかりと設定して、それが年度末に達成できないのは仕方がないです。でも、最初から目標値がゼロに近い形から目標設置するというのは、ちょっと僕は合点がいきませんので、この件についてもう1回御返答をお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員質問の意味がよくわかりました。

商工業新規開業支援は、地元の商工業者をしっかりサポートして、新しい起業を助成していきたいと、こういう趣旨で、立ち上がりのところはいろいろありましたが、こういう制度で運営していきたいと私も思っております。

予算をどう執行するかは、1年間の猶予を持っていますので、実際資金を当てにして仕事をされてから申請させていただいても対象になってまいりますので、これはPRの問題でございまして、商工会を通じて商工業者の皆さん方にアピールをして、新規開業される場合は支援金があります、こういったことを商工会あるいは村のホームページ等でもPRをしていくべきだと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

済みません。今、残念なせりふを聞いてしまいました。新規事業者にどうしようかというときに、商工会を通じてPRするということが正しいかどうかという問題がちょっとありまして、それと村

内に対してだけ新規事業の意味合いを幾ら宣伝しておいても、新規事業を目的としたIターン者に対するPRという部分では確実に不足しているので、PRする方向性が既存の今いる人にただ単に御苦労さまですという意味合いにしかとれなかったもので、もう一度しつこいようですが御返答をお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

言葉が足りませんでしたかね。商工会へよく開業の相談があるということを知っていましたので、たまたまこの事例もそういう形でしたので、ちょっとそういうイメージが強く出たかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、例えば定住促進の観点とか、それから村の魅力アップの観点でこの事業はPRすべき、このように考えます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

重ねて申しわけありません。

委員会で申しました件なんですけど、一般会計13ページの総務費、総務管理費の物件管理費、五加センターの屋上の防水工事の件なんですけど、工事に予定外のお金がかかってしまったという件については、委員会の折に質疑をしましたので納得はしますが、実はこの目的が、最初は経済性は考えないということでしたので、400万かけたところで電気代がどうかという話はしないでおこうと。それはいいんですが、じゃあ何のためかという、たしか防災の観点で非常時の電源を確保するというのを言われましたが、400万をかけたなら多分発電機のいいものでも20台、そこそこのものでも40台ぐらい購入できてしまわないかと思うんです。発電量を単純に比べたときに、本当に村にとって大事だったのは400万をかけて太陽光発電をすることだったのか、発電機が十分そろってもないときに、発電機自体各自治会に配ることもできないような数量である。ここの項目がたまたま財産管理費の中の太陽光の流れの中の項目に上がっているんですけども、質問の趣旨としては災害のためと一応銘を打っていた400万の使い道として、太陽光が果たして災害時の電源確保という目的に沿っていたかどうかを、もう1回返事をお願いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

村が設置した五加の地域集会施設に、3月議会においてお認めをいただいて、防災上の避難所指定の五加センターに太陽光発電設備を今回整備して、防災設備の機能の充実を図ろうとする事業計画を実施するというところでございます。

今回、防災工事につきましては、後々雨漏りの発生などが起こる可能性が予測されましたので、そういう状況を回避して、事前準備として屋上の防水工事を実施するような良好な状態にしてから着工しようとするものでございます。

12月の予算期につきましては、このことが察知できておりませんでした。そのために今回の補正ということで提案をさせていただきました。現状の情報は、五加地区の関係の方からお寄せをいただいた情報で現地を確認させていただき、村長も就任された後に現地を踏んで、今回の提案となりました。

事業主体の関係でございますが、施設区分につきましては、地域が主体で利用する施設ということでございますが、工事内容に係る区分は税法上の資本的支出で耐久性を増すための支出ということで、村が事業主体で10分の10で行う事業というふうにさせていただきました。施設につきましては、総務課の管理で財産管理費のうち物件管理費ということで413万1,000円を追加するものでございます。実施主体の最終決定は、現行の上では村長が査定により決定するということですが、指定管理者制度の現行のもので判断をさせていただいております。

この防災の拠点の要件というのは、この後の工事請負契約でも御説明をさせていただきますが、補助制度の要件にあったということで、それがマッチしたということで、組み立てをさせていただいたものでございます。

今回は中学校のランチルームと役場にまず1期工事ということで、2期工事で五加センターのほうに整備をさせていただくものでございます。さらに現在、追加で事業要望等が取りまとめられれば越原センター等も加味していくような方向で、内部では検討しておりますので、申し添えさせていただきます。以上です。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

何を言いたいかといいますと、防災のためにほとんど無料で屋根に太陽光が上がるんだっとならぬよりはいいかなという形で予算が通っていったものを、400万かかるんだったら発電機のほうを本来考えるべきだったのが、結局先に採択してしまったので太陽光のほうに走っているわけなんです。そんな考え方が今後も延々と続くんだったらすごい危険なので、こういうものを今後どうやって処理されるのかをお返事いただきたい。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

再生可能エネルギーがどうかという議論ではないと思います。議員おっしゃるのは、それが載るからあそこを補修したのかということなんですけど、今回補修をしておかないと、あそこに太陽光

設備をしてしまうと、次に雨漏りが始まったときに五加センター自体が非常にダメージを受ける。この心配を見ましたので、例えば極端なことを言うと、あの防水設備の状況を見れば、太陽光施設が載る載らんにかかわらず、避難施設としての五加センターの機能を維持するためには、ここでしっかりとした防水工事をやっておかなきゃいけない。ただ、時期としては上にそういう載る計画があったので、今回補正でやらせていただく、こういうことでございます。

先ほど一般質問の中でも答弁させていただいたように、今後は見直しをして、村がしっかり避難施設として維持していかなくちゃいけないものについて、躯体的なもの、全体的なもの、いろいろあると思うんですけども、設備についてはある程度村が一步進んで補修をしっかりしていく、そういうような姿勢で私は運用していきたいと、このように考えております。したがって、今回は確実に太陽光発電の載るところなんですけれども、五加センター自体の雨漏りが大変心配されたので、この契機と一緒にやっておくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第59号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第59号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第60号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第60号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自

治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月24日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、東白川村役場ほか1カ所太陽光発電等設置工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、5,778万円。4. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2116番地。有限会社伸光電気工事、代表取締役 安江光昭。5. 工事の場所、東白川村役場庁舎、東白川中学校ランチルーム。

議案の説明資料の1ページをお開きください。

議案第60号の工事請負契約の締結についての資料でございます。

工事名、工事場所を省略しまして、工期ですが、本契約の日から242日以内で、平成27年2月20日まで。

工事の概要は、岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金（グリーンニューディール基金）の採択を受け実施するもので、災害時の停電を想定し、災害対策本部となる役場庁舎と避難所となる中学校ランチルームに下記設備を導入整備するもので、中学校への冬期の災害を想定し、まきストーブもあわせて導入する概要でございます。

設備につきましては、役場の瓦屋根に太陽光発電設備20キロワット容量のものを設置するもの、それから蓄電池15キロワットでございます。中学校のランチルームにつきましては、集成材づくりの平家建ての屋根に太陽光発電設備15キロワットのもの、蓄電池15キロワットのものを整備するもので、あわせて室内用まきストーブ1台で、附属品として煙突等がございます。

なお、6月20日に入札を行いまして、指名業者が有限会社ナカシマほか、伸光電気ほか、村外業者合わせて5者でございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 工事請負契約の締結については、原案のとおり

可決されました。

---

◎議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第61号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決を付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月24日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、東白川村防災行政無線デジタル化工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、8,230万7,880円。4. 契約の相手方、岐阜県各務原市那加信長町1丁目85番地。中央電気工事株式会社岐阜営業所所長 三辻哲。5. 工事の場所、東白川村内一円となっております。

議案資料の先ほどのページの次をお開きいただきたいと思います。

議案第61号 工事請負契約の締結についての説明資料で、工事名、工事場所を省略し、工期についてですが、本契約の日から266日以内で、平成27年3月16日を予定し、工事概要は役場庁舎に統制局を設置して、専用回線を使用して接続する中継設備を神土地区と越原地区の2カ所に設置し、中継局から無線回線を経由して、諸施設間で音声連絡、情報伝達を行うデジタル移動通信（260メガヘルツ帯）を利用する施設を概要とします。

設備の概要ですが、統制台、録音再生装置、統制局制御装置、データ・メッセージ伝送装置、運用管理装置、非常用電源装置、高速回線の避雷ユニット、発動発電機等で構成されるものと、中継局は中通と大明神の携帯電話鉄塔に設置させていただきます。中継局の無線送受信装置、非常用電源装置、高速回線の避雷ユニットと無指向性の空中線から中継局は構成されます。3のデジタル移動系移動局の設備につきましては、半固定型の無線装置で、公共施設、集会施設に33基、車の携帯型の無線装置、役場の車両に6台、消防車両11台、合わせて17基と、携帯型の無線装置で非常用で5、消防に4、自主防災に2、役場各課に6、宿直室に1、その他4ということで22組、合わせて75局を整備するものでございます。

同じように6月20日に入札を行いまして、現在仮契約中でございます。中央電気工事株式会社岐阜営業所ほか4者で、5者による入札結果となっております。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第15、議案第62号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

##### ○村民課長（小池 毅君）

議案第62号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月24日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、平成26年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、8,445万6,000円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町一丁目18番地。名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原地内。

同じく説明資料の議案の資料をごらんいただきたいと思います。

工事契約の締結についてということで、工事名と工事場所は省略をさせていただき、工期から説明をいたします。

工期が本契約日から240日以内。平成27年2月28日まででございます。

工事内容概要ですけれども、本施設は平成5年度から平成9年度にかけて整備した東白川簡易水道大明神水源系の施設の老朽化に伴う機器更新工事でございます。整備後16年以上が経過し、施設の老朽化と故障の際の部品調達も難しい状況となり、水道水の安定供給に支障を来す状況となっております。昨年度から国庫補助事業により、大明神浄水場の電気及び前処理施設の更新を行い、今年度も引き続き集落に点在する水道施設の機器更新を実施するものでございます。

主な工事箇所でございますけれども、配水池が3カ所、加圧ポンプ場1カ所、配水ポンプ場1カ



所の機器更新を行います。配水池3カ所につきましては、詳細の欄の大明神高区配水池、小峠配水池、大明神低区配水池につきましては、それぞれテレメーター盤、電極、電動弁、流量計、水位計の更新を行います。加圧ポンプ場につきましては、穴沢ポンプ場でございます。ポンプ制御盤、テレメーター盤、流量計、水位計、電極更新を行います。親田配水ポンプ場につきましては、配水ポンプユニットの更新を行います。

次ページへ参りまして、指名業者といたしましては、5者を選定しております。寿美工業株式会社ほか4者を指名させていただいております。

以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会推薦第1号について

#### ○議長（服田順次君）

日程第16、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

今井俊郎村長の除斥を求めます。

[村長 今井俊郎君 退場]

本件については、5月19日付、東産第122号にて村長より農業委員会委員の任期がことし7月19日に満了することになるので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、4人以内を推薦願いたいとの通知を受けましたので、議題といたします。

農業委員会委員の推薦については、さきに行われました議会運営委員会において推薦案を決め、提出させていただきました。ここで、議会運営委員長より発表させていただきます。

議会運営委員長 安江祐策君。

**○議会運営委員長（安江祐策君）**

それでは、議会推薦第1号 農業委員会委員の議会推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、次の者を推薦する。

氏名、住所、生年月日の順に読み上げます。

今井俊郎、加茂郡東白川村〇〇〇番地、昭和〇年〇月〇日生まれ。安江眞知子、加茂郡東白川村〇〇〇番地、昭和〇年〇月〇日生まれ。安江千登勢、加茂郡東白川村〇〇〇番地、昭和〇年〇月〇日生まれ。今井美幸、加茂郡東白川村〇〇〇番地、昭和〇年〇月〇日生まれ。

以上を推薦いたします。

**○議長（服田順次君）**

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員は、ただいま発表のあった4名の方々に決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま発表のあった、今井俊郎君、安江眞知子さん、安江千登勢さん、今井美幸さんの4名の皆さんを農業委員会委員に推薦することは可決されました。

今井俊郎君の除斥を解除します。

〔村長 今井俊郎君 入場〕

ここで今井俊郎君に、議会が農業委員会委員に推薦したことを報告します。

---

**◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について**

**○議長（服田順次君）**

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

**○議会運営委員長（安江祐策君）**

東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期中における会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上。

**○議長（服田順次君）**

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員